

東京ゼロエミ住宅ロゴマーク使用規程

(制定) 令和元年9月20日付31環地地第245号

改正 令和3年6月10日付3環地環第43号

(目的)

第1条 この規程は、東京都（以下「都」という）が定める東京ゼロエミ住宅ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程で使用する用語は、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年6月28日付31環地環第86号。以下「認証要綱」という。）及び東京ゼロエミ住宅指針（令和元年7月1日付31環地環第104号。以下「指針」という。）で使用する用語の例による。

2 東京ゼロエミ住宅ロゴマークとは、別紙「東京ゼロエミ住宅ロゴマークデザインガイドマニュアル」（以下「デザインマニュアル」という。）に定める都が制作した図案及び文字列並びに使用フォントをいう。

(通則)

第3条 ロゴマークの使用については、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号）及び東京都産業財産権等取扱要綱（平成16年6月29日付16財財総第132号）に定めるもののほか、本規程の定めるところによる。

(所管)

第4条 ロゴマークの使用に係る事務は、東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課が所管する。

(ロゴマークを使用できるもの)

第5条 ロゴマークを使用できるものは次に掲げるものとする。

- 一 登録住宅性能評価機関であって、認証要綱第5条第2項の認証審査機関の登録を受けようとする者
- 二 指針第3-2の認証要件に適合する東京ゼロエミ住宅の新築等又は販売を行う者
- 三 指針第3の仕様規定の基準又は性能規定の基準を満たす建材又は設備の製造又は販売を行う者
- 四 指針第4の基準に適合する太陽光発電システムの製造又は販売を行う者
- 五 第一号、第二号、第三号又は前号に該当する者を構成員とする団体（法人格を有するものに限る。以下「代表団体」という。）

- 六 第一号から前号までに該当しない者で、東京ゼロエミ住宅の宣伝広告の活動を行う際にロゴマークを使用することが適当と認められる者
 - 七 その他都が認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者はロゴマークを使用することはできない。
- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員
 - 二 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
 - 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役員又は構成員
 - 四 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
 - 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
 - 六 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
 - 八 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
 - 九 税法違反（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）違反、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）違反及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）違反をいう。）がある者
 - 十 都の指名停止措置を受けている者
 - 十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
 - 十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

（ロゴマークの使用目的及び使用用途）

第 6 条 ロゴマークは、使用目的が東京ゼロエミ住宅の認知度を向上させるものであって、かつ、使用用途が次の各号のいずれかに該当するものに限り使用することができる。

- 一 東京ゼロエミ住宅に係るパンフレット、のぼり、ポスター、チラシ及び名刺への印刷
- 二 東京ゼロエミ住宅に係るホームページ（ソーシャル・ネットワーク・サービスを含む。）

への掲載

三 その他都が認めるもの

(ロゴマークの使用承認)

第7条 ロゴマークの使用を希望するものは、東京ゼロエミ住宅ロゴマーク使用申請書(別記第1号様式)により、名称、用途その他必要な情報を添えて都に申請しなければならない。

- 2 代表団体は、構成員を代表してロゴマークの使用を申請することができる。
- 3 都は、前二項の規定による申請の内容を審査し、当該申請が次の各号に該当しない場合は、当該申請者に対し承認書(別記第2号様式)を交付することにより、ロゴマークの使用を承認するものとする。
 - 一 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - 二 都の信用を失墜し、又は品位を害すると認められるもの
 - 三 第三者の利益を害すると認められるもの
 - 四 指針第3 2の認証要件に適合しない住宅を、東京ゼロエミ住宅であると誤認させるおそれがあるもの
 - 五 指針第3の仕様規定の基準若しくは性能規定の基準を満たさない建材若しくは設備又は指針第4の基準に適合しない太陽光発電システムが、それぞれ各基準を満たし、又は適合していると誤認させるおそれがあるもの
 - 六 ロゴマークを使用するものの個々の商品、技術、事業等の品質を都が保証しているかのような誤解を招くおそれがあるもの
 - 七 その他都が不相当であると認めるもの
- 4 ロゴマークの使用承認期間は、第3項に規定するロゴマークの使用承認日から令和5年3月31日までとする。
- 5 代表団体が第1項の申請を行い、都が当該代表団体に対しロゴマークの使用を承認した場合にあっては、当該使用承認を行った用途に限り、当該代表団体の構成員(第5条第1項第一号、第二号、第三号又は第四号に該当する者に限る。以下同じ。)に対しても使用承認を行ったものとみなす。
- 6 本規程による使用承認は、ロゴマークの使用承認を受けた者(前項の使用承認を受けた代表団体の構成員を含む。以下「使用者」という。)がロゴマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 使用者は、ロゴマークの使用に当たり、次に掲げることを遵守するものとする。
- 一 本規程及びデザインマニュアルを遵守すること。
 - 二 第三者がロゴマークを不正に利用できないよう適正な管理を図ること。
 - 三 ロゴマークの使用によって発生した知的財産権及び都が提供するロゴマークの電子データを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

四 ロゴマークは、申請した使用目的及び使用用途のみで使用すること。

- 2 ロゴマークをホームページに使用する際、他者が不正に使用できないように対策を講じなければならない。
- 3 ロゴマークの使用に伴い事故若しくは苦情が発生した場合又は第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責務を負わない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用料は、無償とする。

(著作権等)

第10条 ロゴマークに関する一切の権利は、都に帰属する。

(報告及び調査)

- 第11条 都は、使用者に対して、ロゴマークの使用状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 2 前項の規定により報告又は調査を求められた者は、これに応じなければならない。

(使用承認の取消し等)

- 第12条 都は、ロゴマークの使用について、使用者が本規程又は使用承認の内容に違反していると認められる場合若しくはロゴマークの使用中にロゴマークの使用目的又は使用用途が第7条第3項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同項の使用承認を取り消し、当該承認に係る製作物の回収を命ずることができる。
- 2 都は、前項に規定する取消しを行った場合は、当該取消しを受けた者にその旨を通知する。
 - 3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該承認に係る製作物を使用してはならない。
 - 4 第1項の規定により製作物の回収を命じられた者は、速やかに当該承認に係る製作物を回収しなければならない。
 - 5 都は、第1項の規定による使用承認の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用承認を受けずにロゴマークを使用した場合の使用停止)

第13条 都は、本規程に基づき必要な使用承認を受けずにロゴマークを使用したものについて、直ちにその使用の停止を請求する。

(経費等の負担)

第14条 都は、本規程によるロゴマークの使用に係る経費及び役務を負担しない。

(個人情報の取扱いについて)

第 15 条 都は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）の規定に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(非保証・免責事項)

第 16 条 都は、ロゴマーク使用者の個々の商品、技術、事業等についてその品質等の保証責任を負わない。

2 都は、使用者が使用承認を受けたロゴマークの使用内容について、正確性、適法性を保証するものではなく、使用者がロゴマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと又は法令等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

3 都は、ロゴマークの使用者及びロゴマーク使用者の個々の商品、技術、事業等について推奨を行うものではない。

(賠償責任等)

第 17 条 都はロゴマークの使用に伴って使用者に生じた損失又は損害について一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に伴い事故又は苦情が発生した場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。

3 使用者は、ロゴマークを使用した物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任をもって処理するものとし、都は、それに関する一切の責任を負わない。

4 使用者は、ロゴマークの使用において故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。

5 都は、前三項の規定に違反する使用者又はロゴマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うように命ずるとともに法的措置をとるものとする。

(管轄裁判所)

第 18 条 本規程に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(規程の改定)

第 19 条 本規程は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

2 都が、本規程を改定した場合は、改定した日より前に既に承認を行った者についても、変更後の東京ゼロエミ住宅ロゴマーク使用規程を適用する。

3 本規程の改定により事業者等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(その他)

第 20 条 本規程に定めのない事項については、都が判断するものとする。

附 則（令和元年 9 月 20 日付 31 環地地第 245 号）

この規程は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 10 日付 3 環地環第 43 号）

この規程は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。